

福岡市おもてなし力向上支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 おもてなし力向上支援補助金（以下「補助金」という。）は、市内に本店又は支店若しくはこれに準ずるものを設置して、観光客の受入に係る事業を営む民間事業者、NPO法人その他の者（以下「民間事業者等」という。）を構成員とする団体（以下「おもてなし団体」という。）が実施する、各種業界又は地域全体におけるおもてなし力向上に資する取組を支援することにより、広く市内の民間事業者等のおもてなし力の向上意欲を喚起するとともに、観光客の回遊性の向上及び消費機会の拡大を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「補助金交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付を行う団体は、公募により募集する。

(補助の対象及び限度)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす団体を実施する事業であって、各種業界又は地域全体におけるおもてなし力向上に資すると見込まれるものとする。

(1) 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会その他これに類するものとして市長が認める団体であって、概ね4以上の民間事業者等を構成員とする団体であること

(2) 団体を構成する民間事業者等に、市税の滞納がないこと

2 補助金の額は、各種業界又は地域全体のおもてなし力向上に資する取組のために必要な経費の2分の1に相当する額又は10万円のいずれか少ない額を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体から他の補助金の交付を受けている事業、市外で実施する事業、第5条の規定による福岡市おもてなし力向上支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）の提出前に終了した事業は補助対象事業とせず、同条の規定による申請書の提出前に支出を終えた経費、団体の運営に係る事務費及び飲食費等に係る経費は、前項の必要な経費から除く。

(暴力団の排除)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者を構成員とする団体は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(2) 役員のうち暴力団員がある者

(3) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、第6条の補助金の交付の決定を受けた団体が前項に規定する団体であった場合には、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 第15条第2項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

4 市長は、第6条の補助金の交付の申請があったときは、当該申請を行った団体の構成員について、応募資格の有無の調査のために必要な書類の提出を求めることができる。

(申請の手続)

第5条 おもてなし団体は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、市長が定める日までに、申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 登記事項証明書、代表者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3) 団体を構成する民間事業者等及びその代表者の名簿

(4) 団体の規約

(5) 団体名義の銀行通帳の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、おもてなし団体から補助金の交付の申請があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、速やかに決定の内容及び交付の条件を書面により当該おもてなし団体に通知するものとする。

(申請の取下)

第7条 おもてなし団体は、補助金交付規則第8条第1項の規定により補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 おもてなし団体は、第6条の補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（補助事業の当初の目的を変更しない範囲の軽微な変更を除く。）をするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において必要があるときは、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第9条 おもてなし団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 おもてなし団体は、補助事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第11条 おもてなし団体は、補助事業の遂行状況について市長から報告を求められたとき

は、速やかにその状況を報告しなければならない。

(実績の報告)

第12条 おもてなし団体は、補助事業が完了したときは、その日から1月以内又は第6条の補助金の交付の決定を受けた日の属する市の会計事業年度が終了する日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(別記様式第2号)より市長に報告しなければならない。ただし、報告の期日について、あらかじめ市長の承認を受けたときは、その期日までとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費の支払の事実又は支払義務の確定を証する書類の写し
- (2) 補助事業に関する収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の実施状況を示す書類
(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う補助金交付規則第24条の規定による立入検査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該おもてなし団体に交付するものとする。

(補助金の事前交付)

第14条 市長は、補助事業の性質上、その事業の終了前に補助金を交付することが適当と認めるときには、前条の規定にかかわらず、一括又は分割して事前に補助金を交付することができる。

2 前項の規定により事前に交付した補助金の額が、前条の規定により確定した額を超えるときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 市長は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) おもてなし団体が、法令、本要綱又は本要綱に基づく市長の指示に違反した場合
- (2) おもてなし団体が、補助金を計画事業以外の用途に使用した場合
- (3) おもてなし団体が、計画事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第16条 おもてなし団体は、補助事業についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、他の経理と区分して収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 おもてなし団体は、前項の帳簿及び補助事業についての支出の事実を証する書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(規定外の事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、おもてなし補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(終期)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の廃止後も、補助事業に係る補助金の交付その他補助金に関する手続きについては、なお従前の例による。

福岡市長様

団体名
代表企業等の所在地
代表者名

(印)

平成 年度 福岡市おもてなし力向上支援補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則及び福岡市おもてなし力向上支援補助金交付要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業概要

別紙のとおり

2 添付資料

- ・登記事項証明書、代表者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ・団体を構成する事業者等及びその代表者の名簿
- ・団体の規約
- ・団体名義の銀行通帳の写し

確 認 書

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が次の各号に係る照会確認に使用することを同意します。

- (1) 市税に係る徴収金に滞納がないことを確認するため、市税務担当課への照会確認に使用すること。
- (2) この補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用すること。

以上を承諾のうえ、申請します。

団体名
代表企業等の所在地
代表者名

(印)

事業概要

<u>1. 事業目的</u>
<u>2. 具体的な事業の内容</u>
<u>3. 実施時期</u>
<u>4. その他特記事項</u>

福岡市長様

団体名
代表企業等の所在地
代表者名 (印)

事業実績報告書

平成 年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました
平成 年度おもてなし力向上支援事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名

2. 実施期間

3. 事業概要等 別紙1のとおり

4. 実施状況

- (1) 補助事業収支決算書 別紙2のとおり
- (2) 補助事業に係る支出を証する書類等 別添のとおり

5. 補助金の交付決定額と清算額

- (1) 補助金の交付決定額 円
- (2) 補助金の清算額 円

事業概要等

1. <u>事業の概要</u> (目的や趣旨などを含めて記載してください。)
2. <u>おもてなし力向上につなげるため、工夫・努力した点</u>
3. <u>実績</u>
4. <u>助成による効果について</u>
5. <u>今後の展開・展望</u>

(別記様式第2号)

別 添

補助事業に係る支出を証する書類等